

2024 貿情セ調（経提）第5号

2025年 1月10日

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部

安全保障貿易管理課 末森課長殿

安全保障貿易審査課 安倍課長殿

写) 経済安全保障政策課 椎名分析官殿

写) 安全保障貿易管理課 井口課長補佐殿、清水課長補佐殿

写) 安全保障貿易審査課 中谷課長補佐殿、栗山係長殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

理事・調査研究部長 中野 雅之

輸出令別表第1の1の項(3)火薬類の「解釈」への除外規定追加の件

1. はじめに

輸出令別表1の1の項(3)で規制される「火薬類」については、運用通達の「解釈」で「火薬類取締法第2条第1項に掲げる火薬、爆薬又は火工品を含む」と規定されていますが、一方安全保障上の懸念がないものとして自動車用エアバッグガス発生器やがん具用煙火などが限定列举され、規制除外となっています。

また、同じく運用通達1. 1-1(7)(イ)においては、リスト規制該当貨物であっても、他の貨物の部分をなしているものであって、主要な要素となっていない又は分離しがたいと判断されるものは、該当しないものとして扱う、という規定がありますが、その①では輸出令別表1の1の項(3)の貨物が他の貨物に混合されている場合は、「以下の場合を除き」として、「該当しないものとして扱う」ことができないとされています。この考え方は、経産省HPのQ&A(2. 素材のQ&A10)に判断フロー図で示されています。

(Q&A10の判断フロー図：

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda02_qa11_kagakuhin_gaiyousiryu_.pdf 参照)

2. 現状

したがって、輸出令別表1の1の項(3)の「火薬類」で規制される火薬類取締法第2条第1項第二号ハの「ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル」が含まれている貨物については、一律、輸出許可が必要となります。

化粧品(ネイル関係)、医薬品(水絆創膏など)、接着剤(セメダインCなど)に1の項

(3) に該当するニトロセルロースが含まれているものがあり、また、同様に1の項(3) に該当するニトログリセリンは、狭心症の発作治療薬として処方されています。これらの製品は現行規定上は該当扱いとなり、特例も存在しないことから、これらが医師に処方された個人使用を前提に小売用に包装されたものであっても、たとえば海外旅行などで海外に持ち出す場合、許可申請が必要であります。国際的な平和及び安全の維持の観点から、このような貨物を規制して許可申請の対象とする必要性は低いと考えます

他方、輸出令別表1の3の項(1)の「軍用の化学製剤となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質」の解釈には「化粧品、シャンプー、調製界面活性剤、インキ、ペイント、接着剤、調製不凍液又は調製潤滑剤であって、個人的使用のため小売用の包装(瓶、缶、チューブ等に詰められたもの)にしたものを除く。」と規定されており、安全保障上の懸念がなく、かつ、規制の実効性も期待できないことから許可不要の扱いをしているものと思われます。

2022年度には、輸出令別表1の2の項(3)の「重水素化合物」の解釈として「医薬品又は治療薬であって、個人使用のための個別包装(瓶、バイアル、チューブ、PTP包装シート等に詰められたもの)されたもの(輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1グラム未満のものに限る。)を除く。」が規定されましたが、同じく、安全保障上の懸念がないからだと思われます。

3. 要望

以上を踏まえると、輸出令別表1の1の項(3)の「火薬類」で規制される火薬類取締法第2条第1項第二号ハの「ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル」が含まれている製品であって、個人使用のために小売りに包装されているものについては、以下のように「解釈」に除外規定を追加し、許可不要と扱うのが適当と考えます。

火薬類に関する解釈(除外規定追加) 改正案

○火薬類取締法第2条第1項第二号ハに規定する硝酸エステルを含む医薬品、接着剤、塗料、インキ、化粧品であって、個人的使用のために小売用の包装(瓶、缶、チューブ等に詰められたもの)にしたもの

ご検討をお願いいたします。

以上